

議案第7号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条の表中「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の151.75」を「100分の148.35」に、「100分の98.25」を「100分の96.05」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条の表中「100分の217.5」を「100分の220」に、「100分の148.35」を「100分の150.05」に、「100分の96.05」を「100分の97.15」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。